

## 大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和6年9月20日（金）14時00分～15時06分

2 場 所 あべのルシアス12階 大阪市環境局 第1・2会議室

3 出席者

専門委員会委員：荒木 修 委員 魚島 純一 委員 梅宮 典子 委員

岡 絵理子 委員 岡崎 純子 委員 貫上 佳則 委員

亀甲 武志 委員 木元小百合 委員 塩見 康博 委員

嶋寺 光 委員 竹村 明久 委員 藤田 香 委員

松井 孝典 委員 山口 弘純 委員 山本 浩平 委員

大阪市：環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

1 会長の選出について

2 部会の設置について

3 （仮称）中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書について（諮問）

4 その他

## 5 議事録

【司会】 それでは、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

会長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきます、事務局の大阪市環境局環境管理部環境管理課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、ただいま 15 名の委員の皆様にご出席いただいております。大阪市環境影響評価専門委員会規則第 5 条第 2 項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、傍聴者の方がいらっしゃいますので、傍聴者の皆様よろしくお願いいたします。

あらかじめ事務局からお配りしております「傍聴要領」に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それから、報道機関の方が 1 名いらっしゃっておりますが、また、報道関係者の方にも、あらかじめ事務局からお配りしております「傍聴要領」に従い、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いしたいと思います。

本日の委員会につきましては、委員改選後、最初の会合でございますので、ここで本日出席いただいております委員の皆様方を、あいうえお順でご紹介させていただきます。

順番に、まず、関西大学法学部教授の荒木修委員でございます。

【荒木委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 続きまして、奈良大学文学部文化財学科教授の魚島純一委員でございます。

【魚島委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大阪公立大学名誉教授の梅宮典子委員でございます。

【梅宮委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 関西大学環境都市工学部建築学科教授の岡絵理子委員でございます。

【岡委員】 岡と申します。よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪教育大学教育学部特任教授の岡崎純子委員でございます。

【岡崎委員】 岡崎でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 大阪公立大学大学院工学研究科教授の貫上佳則委員でございます。

【貫上委員】 貫上でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 近畿大学農学部水産学科准教授の亀甲武志委員でございます。

【亀甲委員】 亀甲です。よろしく申し上げます。

【司会】 大阪産業大学工学部都市創造工学科教授の木元小百合委員でございます。

【木元委員】 木元です。よろしく申し上げます。

【司会】 立命館大学理工学部環境都市工学科教授の塩見康博委員でございます。

【塩見委員】 塩見です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科准教授の嶋寺光委員でございます。

【嶋寺委員】 嶋寺と申します。よろしくお願いいたします。

【司会】 摂南大学理工学部住環境デザイン学科准教授の竹村明久委員でございます。

【竹村委員】 竹村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿大学総合社会学部総合社会学科教授の藤田香委員でございます。

【藤田委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科助教の松井孝典委員でございます。

【松井委員】 よろしくお願いします。

【司会】 大阪大学大学院情報科学研究科教授の山口弘純委員でございます。

【山口委員】 山口です。よろしくお願いいたします。

【司会】 京都大学大学院工学研究科講師の山本浩平委員でございます。

【山本委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、本日はご欠席されておりますが、大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科准教授の花嶋温子委員にもご就任いただいておりますことを、この場をお借りいたしましてご紹介させていただきます。

続きまして、本市からの出席者をご紹介します。

環境局理事兼エネルギー政策室長の井原でございます。

【環境局理事】 井原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 環境管理部長の金子でございます。

【環境管理部長】 金子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 そのほか、環境影響評価連絡会から関係課長等が出席しております。

また、本日の議題3で諮問させていただく、(仮称)中之島五丁目3番地計画の事業者側のご担当者の皆様方にもご出席いただいております。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局理事兼エネルギー政策室長の井原より、ご挨拶申し上げます。

【環境局理事】 環境局理事の井原でございます。

大阪市環境影響評価専門委員会の皆様には、本日ご多用の中、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また、日頃から本市の環境施策につきましてご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

本日の委員会は、本年8月の委員改選後の初めての開催でございます。新たに委員として、7名の方をお迎えしております。ご就任をいただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、再度委員としてご就任いただきました9名の方には、引き続きお力添えを賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

大阪市環境影響評価条例では、事業者が提出した環境影響評価図書につきまして、本委員会の意見を踏まえ、市長が環境の保全及び創造の見地から意見を述べることとなっております。委員の皆様におかれましては、環境に適切に配慮した事業の実施となるよう、専門的・

技術的な観点から調査及び審議をお願いいたします。

さて、本日は本委員会の会長の選出のほか、条例に基づきまして、事業者から提出されました「(仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書」につきまして、ご審議をお願いするものでございます。本事業は、土地区画整理事業による都市基盤等の整備が進められています大阪市北区中之島五丁目地区におきまして、魅力的で安全・安心な都市居住の実現を目指す大規模マンション開発事業でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日より検討結果の取りまとめまで多くの時間を頂戴することになります。何卒ご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【司会】** 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料は全部で6つございます。はじめに、本日の「大阪市環境影響評価専門委員会次第」でございます。そのほか「大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿」、それから「大阪市環境影響評価専門委員会規則」がありまして、そのほかに方法書と要約書、一番下に置いてあるのが本日の事業者説明の中で使う資料ですけれども、現地周辺の写真が掲載されている一枚物があると思います。

以上、配付資料になりますが、資料の漏れ等はないでしょうか。

無いようですので、それでは議事に入らせていただきます。

議事の1つ目「会長の選出について」をお願いしたいと思います。大阪市環境影響評価専門委員会規則第2条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、委員からどなたかご推薦はございますでしょうか。

【塩見委員】 (挙手)

【司会】 塩見委員、よろしく申し上げます。

【塩見委員】 立命館の塩見です。私から推薦させていただきたいのですけれども、前期のとき会長職務代理としてご歴任されておりました、大阪公立大学の貫上先生にお引き受けいただければと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。ほかにご意見はございませんでしょうか。

特にございませんか。特にないようでしたら、貫上委員に会長をお願いしたいと存じますが、貫上委員、よろしいでしょうか。

【貫上委員】 はい、了解いたしました。

【司会】 よろしく願いいたします。

それでは、貫上会長には会長席にご移動いただきまして、よろしく願いいたします。

では、貫上会長から一言お願いいたします。

【貫上会長】 それでは、ご指名いただきましたので、僭越ではございますけれども、会長ということで、議事の進行をさせていただきたいと思います。

委員の皆様方、今後ともご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【司会】 引き続きまして、会長職務代理の指名に移らせていただきます。

大阪市環境影響評価専門委員会規則第2条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっております。

貫上会長に指名をお願ひしたいと存じます。

【貫上会長】 それでは、会長職務代理ということで、近畿大学の藤田委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

【藤田委員】 はい、承知いたしました。

【貫上会長】 よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、藤田委員は会長職務代理席にお移りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【司会】 それでは、これ以降の議事につきましては、貫上会長にお願ひしたいと思ひます。

貫上会長、よろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 了解いたしました。

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思ひます。皆様、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次第にございますが、1が終わりましたので、次に2の「部会の設置について」

ということでございます。

こちらにつきましては、お手元にあるかと思いますが、大阪市環境影響評価専門委員会規則第4条第1項の規定によりまして、会長が部会を設置できるということになっています。

この部会の設置につきまして、事務局から提案がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【環境管理課長】 環境局環境管理課長の三原といいます。着座にて説明させていただきます。

部会の設置につきまして、ご提案させていただきたいと思ひます。部会編成につきましては、まず事務局案を作成しておりますので、配付させていただきたいと存じますが、貫上会長、よろしいでしょうか。

【貫上会長】 はい、よろしくお願ひします。

【環境管理課長】 ありがとうございます。

それでは、資料配付のほう、よろしくお願ひします。

資料のほう、行き渡ったでしょうか。

それでは、部会の編成につきまして、ご説明させていただきます。

部会は、これまでと同様に12の専門分野ごとに部会を置きまして、技術的・専門的な事項についてご審議をいただきたいと考えております。

まず、総括部会は、貫上会長、藤田会長職務代理、荒木委員にご担当いただきたいと考え

ております。次に、大気部会は、塩見委員、嶋寺委員、山本委員に、水質廃棄物部会は、貫上会長、木元委員、花嶋委員にご担当いただきますよう、考えております。また、騒音振動部会は、塩見委員、松井委員、地盤沈下部会は木元委員に、悪臭部会は竹村委員にご担当いただき、日照障害部会は梅宮委員に、また、電波障害部会は山口委員にそれぞれお願いしたいと考えております。陸生生物部会につきましては岡崎委員に、水生生物部会は亀甲委員にご担当いただき、景観部会は岡委員に、また文化財部会は魚島委員にそれぞれお願いしたいと思っております。なお、本日ご欠席されている花嶋委員には、ご担当いただく部会について先にご内諾いただいているところでございます。

事務局案につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

**【貫上会長】** ありがとうございます。それでは、ただいま配付いただきました部会の構成の案、事務局案でございますけれども、特に問題ないのではないかと考えておりますが、出席いただいております委員の方々のほうから何かご意見ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特段よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、特にないということでございますので、この事務局案という形で部会を構成させていただきまして、各部会において積極的なご議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

では、続きまして、本日のメインになりますが、議題3番目でございます「(仮称)中之

島五丁目3番地計画環境影響評価方法書について（諮問）」となっておりますので、大阪市から諮問を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

【司会】 それでは、諮問をさせていただきます。

井原理事、前へお進み願ひします。貫上会長はそのままです。

よろしくお願ひいたします。

【環境局理事】 令和6年9月20日

大阪市環境影響評価専門委員会 会長 貫上 佳則 様

大阪市長 横山 英幸

（仮称）中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第10条第2項の規定により、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるに当たり、貴専門委員会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 了解いたしました。

【司会】 どうもありがとうございました。お席へお戻りください。

それでは引き続き、貫上会長に議事の進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 ありがとうございます。

今、市長から諮問をいただきましたが、書類につきましてコピーを配付いただいておりますので、また各自ご覧いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問をお受けしましたので、各委員の皆様方には先ほど申し上げましたように部会等で積極的にご議論いただきまして、特にご意見等いただけたらお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、方法書の内容につきまして、事業者のほうから説明をお願ひしたいと思ひます。事業者の方々、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事業者】 では、「(仮称) 中之島五丁目 3 番地計画環境影響評価方法書」について、ご説明させていただきます。KANSOテクノスの田中と申します。よろしくお願ひいたします。

では、方法書の 1 ページをご覧いただけますでしょうか。

1 ページ、まず事業者について記載しております。事業者ですが、関電不動産開発、エヌ・ティ・ティ都市開発、住友商事の 3 社となっております。その下、事業の名称ですが、「(仮称) 中之島五丁目 3 番地計画」。事業の種類は、建築物の新築事業ということになります。次に、事業の目的ですが、その下に書かせていただいておりますが、中之島五丁目地区におきまして、土地の高度利用化による街全体の活性化を図り、魅力的な建物の外観や敷地周囲の外構空間を創出することで、「水都大阪」のシンボルゾーンである中之島エリアにふさわしい景観を創出させるとともに、魅力的で安全安心な都心居住の実現を目指すことを目的としております。具体的には、4 ページのほうにも記載しておりますが、都心型の集合住宅、

高層マンションを建設するということになるという事業です。

事業計画の位置ですが、次の2ページ、3ページをご覧ください。

事業計画地は、中之島地区の西側。北区が西区と福島区の間細長く突き出した形になっているところに位置しております。3ページの拡大図を見ていただきますと、中之島の南側に位置しております。南は道路を挟んで土佐堀川、東側はすぐなわ筋という立地になっております。

ここで、事業計画の前提となる現地の状況について、少し説明させていただきます。4ページをご覧ください。

4ページの1.2.5事業計画の(1)事業実施の背景のところにも記載しておりますが、事業計画地が位置する中之島五丁目地区では、現在、土地区画整理事業が行われており、都市基盤等の整備が行われています。また、その次の(2)対象事業の計画の策定の経緯に記載しておりますとおり、この地区では、大阪都市計画地区計画である中之島五丁目地区地区計画が決定されております。本事業は、土地区画整理事業の完了を見据え、地区計画に則した計画としております。

右側5ページの上の図1-2のほうに、地区計画の概要を示しております。黒の実線で囲われている部分が、土地区画整理事業が行われている区域。ちょっと細くて見にくいですが、赤の一点鎖線で囲われている区域が、地区計画の区域です。事業計画地は、右下の緑色になっているところですが、これらの区域の南東側に位置しております。また、図に示しており

ます区域の北から計画地に至る斜線の部分。これは地区内共用道路となっておりまして、土地地区画整理事業において整備される予定です。本事業を実施する際は、この道路も利用するという予定にしております。

ここで、現在の現地の状況について説明します。別途お配りしております写真のほうをご覧くださいませでしょうか。

表裏になっておりますが、表のほう、右肩に①と書いているところですね。この①、②の写真は、計画地の南東、常安橋の上、写真の右側に小さいですが、写真撮影地点の位置図を示しておりますが、常安橋の上からの写真で、①が東側、②がその少し左、西側ということになります。現地は、土地地区画整理事業の工事が現在行われておりまして、万能塀などで囲われている状況です。また、周囲には大規模な建築物が立地しているということになります。③は計画地の南西側で、一部、フェンスの間から中が見えておりますが、内側では工事が行われているというような状況になります。また、この土地地区画整理事業区域にはもともと道路がありましたが、現在はこの道路は廃道になっております。③の写真に、道路の入り口のようなものが見えておりますが、これは土地地区画整理事業区域の北西側にあるリーガロイヤルホテル等への搬入車両用の道路となっており、関係者以外通行禁止の道路ということになっております。

裏面ですが、④は、さっきの③の写真のもう少し西側に、その辺りに住友病院があるので、その前辺りから計画地の方向を見た写真です。計画地の向こうには、中之島のビル群

が見えております。⑤はその反対側ですね。計画地の東側、先ほどの常安橋の北側の交差点から西方向を見た写真。⑥はそれのもう少し北側から、なにわ筋を挟んで南西方向を見た写真です。こちらもフェンス等で囲われているということと、なにわ筋では、今現在なにわ筋線の工事が行われているということになります。

以上が、周辺の状況ということになります。

では、方法書に戻っていただいて、5ページをご覧くださいませでしょうか。

5ページ、表1-1に、計画地と施設の概要を示しております。計画地の面積は約9,700平方メートルです。施設、建物については、建築面積が5,400平方メートル、延べ面積が約12万9,000平方メートル、建物高さは約205メートル、地上57階となります。主な用途は住宅ということになりまして、小規模の商業施設を併設する予定です。駐車場台数は、表の一番下に記載しておりますが、約450台で、必要最小限の台数を設定しております。

次、6ページをご覧ください。

6ページの上に、施設の平面配置、下の図に南側から見た建物の立面図を示しております。建物は、低層部の上に高層部がのる形を計画しております。

次、7ページですが、緑化計画についてです。

緑化計画については、具体的な内容はこれからですが、敷地内のオープンスペースや建物の低層部の屋上部分を積極的に緑化する。また、敷地南側道路沿いは、土佐堀川南岸歩行者専用道路と一体的な景観となるような緑化を行い、中之島五丁目地区にふさわしい都市景

観の形成を図る計画としております。

次に、工事計画についてですが、まず、工事工程については、事業実施に必要な都市計画  
手続、その他手続を経まして、2026年度春の工事着工、2031年度春の工事完了を目標とし  
ております。工事の実施にあたりましては、工事車両出入口前の適切な誘導員配置や搬出入  
時間帯など、周辺地域における安全面に可能な限り配慮する計画です。なお、事業計画地の  
周辺は、昼間は自動車交通や歩行者通行が多くなっていることから、それらへの影響をでき  
る限り軽減するために、夜間にも工事を行う可能性があります。その場合には、近隣への説  
明及び警察、道路管理者など、関係機関と協議調整を実施します。

また、工事関連車両の主要な通行ルートは、8ページの図に示しております。

周辺の主要な幹線道路を通行させる計画としております。なお、工事車両の通行にあたり  
ましては、走行時間帯、運転者への適正走行の周知徹底等に十分配慮する計画としておりま  
す。

以上で、事業計画の説明を終わります。

2章の地域概況、3章の環境配慮の内容につきましては、本日は時間の都合もありますの  
で、説明は省略させていただきます。

次に、58ページをご覧くださいませでしょうか。よろしいでしょうか。

58ページ、59ページに、環境影響評価要因と環境影響評価を行うこととした項目の関係  
及び選定・非選定の理由の表を記載しております。表の○印をつけたところが、選定した項

目ということになります。表の上に記載しておりますが、環境影響要因としましては、建築物の存在、それから施設の供用及び施設関連車両の走行、工事中の建設機械の稼働、工事関連車両の走行、それと土地の改変が考えられます。これに対しまして、大気質、土壌、騒音、振動、日照障害、電波障害、廃棄物・残土、地球環境、風害を含む気象、景観、及び文化財の各項目を選定しました。大気質、騒音、振動につきましては、工事による影響としまして、工事中の建設機械、それから工事関連車両による影響について選定しております。土壌と廃棄物・残土、文化財については、主に工事中の土地の改変による影響について予測・評価したいと考えております。また、建築物の存在による影響として、今回、大規模建築物ということになりますので、日照障害、電波障害、風害と景観を選定しております。あと、施設の供用による影響としましては、地球環境、温室効果ガスを選定しております。

次に、選定しなかった項目についてです。まず、大気質のうち、施設の供用による設備稼働の影響、設備からの排ガスということになりますが、これについては、今回はオール電化を計画しているということで、項目から除外しております。それと、施設関連車両の走行につきましては、本事業は住宅の新築事業ということであり、多数の来客車両や物流車両が発生するというようなものではないので、影響としては小さいと考えて選定しておりません。

水質・底質につきましては、排水を公共用水域へ放流するということはないということから選定しておりません。

それと、地下水につきましては、地下水汚染の原因となる有害物質を排出する施設、行為

はないことから、選定しませんでした。

騒音、振動、低周波音について、施設の供用による設備稼働の影響について選定しておりませんが、これは本施設がマンションであり、大規模な設備等の設置をしないことから選定しませんでした。施設関連車両につきましては、先ほど大気質と同様に、本事業は住宅の新築事業であり、多数の来客車両、物流車両は発生しないということで選定しておりません。

地盤沈下につきましては、今回、地下階は必要最小限にとどめる計画であること、事業計画地は堂島川と土佐堀川に挟まれた区域にあり、地下水は豊富であること、施設の供用に伴う地下水の利用は計画していないことから選定しておりません。

悪臭につきましては、悪臭を発生させるような施設等はないことから選定しませんでした。

地象、水象、動植物、生態系、自然とのふれあい活動の場についても、現地は土地区画整理事業が行われているというような土地であり、基本的に更地となっておりまして、本事業による大きな改変はないということから選定しませんでした。

以上で、項目選定の説明を終わりにします。

では、次に 61 ページをご覧くださいませでしょうか。61 ページの表 4-4 に、現地調査の内容について記載しております。

現地調査しなければ得られないデータについては、現地調査を実施するという計画です。

騒音、振動につきましては、計画地の周辺で、平日 1 日 24 時間の調査を予定しております。

す。調査地点については、次の 62 ページの図に示しております。▲（記号）が環境騒音・振動の調査地点、●（記号）が道路交通騒音・振動の調査地点となります。

環境騒音・振動につきましては、事業計画地の北側と南側、ここには近傍の住居地があるので、それから西側は、先ほど写真のところでも説明しましたが、病院がありますので、この 3 地点を調査地点として考えております。

道路交通騒音・振動につきましては、工事車両の主要な通行ルートに沿道で住居などがある地点、代表的な地点、4 地点を設定しております。

戻っていただきまして 61 ページ、電波障害の調査ですけれども、電波障害につきましては、電波測定車による現地調査を予定しております。

景観については、計画地方向の景観写真撮影を行います。地点については、63 ページの図に示しております。計画地、特に中之島の南北の区域、中之島以外の区域は、かなり住居等、建物が密集しておりまして、計画地方向が見通せる地点はあまりないと思われませんが、今回の建物が高層ですので、それが見える可能性があると考えられる地点から方向別、あるいは距離別に代表的な地点として、ここに示す地点を選びました。

次に予測についてですが、64 ページをご覧ください。左側 64 ページに、施設の存在、供用についての予測内容、右側に建設工事中についての予測内容を示しております。

供用のほうですけれども日照障害、電波障害につきましては、幾何光学的理論に基づく数値計算や電波障害の理論式による計算等で予測します。地球環境につきましては、原単位法

や類似事例による予測で定量的に予測したいと考えております。

気象、風害については、模型を用いた風洞実験。

景観についてはフォトモンタージュ法を用いて予測したいと考えております。

工事中の大気質については、大気拡散式による数値計算による予測。

土壌については現況調査、現地の土壌汚染の状況と事業計画を基にした推定を考えております。

騒音と振動につきましては、騒音伝搬計算式等に基づいて予測することを考えております。

廃棄物・残土については、工事計画に基づく原単位法、類似事例による予測。

それから文化財については、現況調査結果、現地の埋蔵文化財の状況と、事業計画から予測したいと考えております。

次に評価についてですが、次の 66 ページに評価の指針を示しております。大阪市の技術指針に基づく評価の指針に従いまして、項目ごとに保全目標を設定し、評価したいと考えております。

最後に環境の保全及び創造の考え方ですが、69 ページから 71 ページに工事計画、交通計画等、記載しております。環境負荷の低減や周辺環境との調和にできる限り配慮して事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが方法書の説明を終わらせていただきます。

【貫上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより質疑応答に移りたいと思います。本日、この場では総括的な質問にとどめさせていただきまして、今後の各部会で本格的なご審議をいただけたらと思いますが、ただいまのご説明につきまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

岡委員、よろしく申し上げます。

【岡委員】 説明ありがとうございます。関西大学の岡です。

今回の敷地の場合、土地区画整理事業とそれから地区計画が先行して決まっている中で、この先行している事業の進捗とそれからこの計画の進捗具合、進捗で決まってくることを今回の評価の中に取り入れるようなことを考えておられるか、取り入れていただきたいとは思っているのですけれども、その辺りを教えてください。

周辺の地区の土地利用が決まっていたりとか、建つものが決まっていたり、あるいは中之島全体の計画で、歩行者道の1号、2号が書いてあったりしますが、こういうところが出来上がってきたところから、どう見えるかという景観の観点もあるのですが、そのほかのところにもきっと影響はあると思いますので教えてください。

【事業者】 まず土地区画整理事業については、今、実施されていまして、土地の基盤整備だとか、先ほどご説明したこの5ページの図1-2に示しております地区内共用道路などが整備されつつあると。今回のこの（仮称）中之島五丁目3番地計画につきましては、この

土地区画整理事業の基盤整備が終わった後に、その更地になった土地に建物を建てるということになります。ですから土地区画整理事業とは直接は関係しないのかなと。それが済んだ後に、この事業を行うということになるので、道路とかができたところで、その道路を活用しながらやっていくという形になります。

では、周りの建物がどうなるかと。これはそれぞれ別事業者がされますので、この今回の中之島五丁目地区の事業者として詳細が分かるかという、どういうタイミングでされるかも分からないということになるので、必ずしも、この予測・評価に取り入れられるかどうかは分からないというところが実際のところ。ただ、周りで、例えばオープンになっているデータ、例えばこんな建物が建つ予定ですよというようなことについては、可能な範囲で、ただ景観上、隣の建物が詳細、どんな外観になるかとかは、多分分からないので、できたとしてもボリュームとしてはこんなものが建ちますみたいなことは、他事例でも、例えばグレーの箱を入れてるみたいなことをしたことがありますけれども、多分できてそういうレベルのかなとは思いますが、ちょっとその辺りは、オープンになったデータとして把握できるものは反映していきたいと。多分、景観の話とあと風害ですかね。周辺の模型なんかについても、大規模なもので、例えば、もう建築計画が表に出ているというものであれば、可能な範囲で反映できるかと思っております。

**【岡委員】** 分かりました。ありがとうございます。

**【貫上会長】** よろしいでしょうか。関連で、私のほうからちょっと教えていただきたいの

ですけども、この地区計画としては5ページ目の図1にエリアはお書きいただいているのですけど、この中で今回のこの事業は、一番早くに作業が進められている、計画が進められていると、そんなイメージなのでしょうか。お分かりの範囲で教えてもらえればいいのですけど。

**【事業者】** 我々、区画整理の事業者というわけではないので、お伝えできる情報は限られてしまうのですけれども、今回事業計画地で示している箇所に向かって右側の東側につきましては、今、マンションを計画するということで、こちらについては先行して動いてる形にはなります。こちらのほうが今、標識等がつい先日、設置されたというような状況になりますので。

**【貫上会長】** ちょうどこの事業計画地のすぐ東隣という認識でよろしいですか。

**【事業者】** そうです、はい。

**【貫上会長】** 今回、5ページ目に書いていただけてますように、計画そのものが200メートル超えるという、非常に大きな背の高いものではありますので、その辺の影響が気になるところではあるかなと思います。写真をおつけいただいて、現況の状態から見ても、ちょっと高さがどういうイメージなのか分かりませんが、200メートルは超える建物というのは、多分、この写真の中にはないんですね。せいぜい黄土色のような細長い建物が1番、2番の写真には写っておりますけども、この辺が高いのかな。あるいは、もう一つ、2番目の写真の一番左端のほうに高い建物がありますけど、これでも200メートル超えるようなもの

ではないんですよね。それを超えるような建物に、今、計画されてるというイメージですね。

**【事業者】** これ、茶色い黄土色の建物がリーガロイヤルですけど、これの高さが分らないですけど、例えば3番の写真、あるいは4番の写真に上のほうに丸いものがついてる建物があると思うんですけど、右側。

**【貫上会長】** フレームから抜けてるようなところですか。

**【事業者】** そうですね。フレームが外にあって、上部がですね。これが関西電力のビルで、これがおおむね200メートル弱ぐらいあります。そういう意味では200メートルクラスの建物は、今回の敷地よりも、もうちょっと東側には何本か建ってると。

**【貫上会長】** それは、なにわ筋を隔てた向こう側ですね。

**【事業者】** そうです、はい。

**【貫上会長】** 分かりました。もう一点私のほうから。5ページ目の表で見ると、住居が1,100戸ということになっているんですが、小規模商業スペースというのが併設されていますが、これはどの程度の商業施設が計画されているのか、ちょっと今の現況での計画をお話いただけるとありがたいのですが。

**【事業者】** まだ中身は決まっておりません。面積的には、最大で800平米くらいということになりますので、全体面積から行くと1%にもいかないという形になります。

**【貫上会長】** イメージで言うとあれかもしれませんが、コンビニエンスストアとかそういうようなイメージなんですかね。

【事業者】 すみません、まだちょっとその辺りは計画中なので。

【貫上会長】 分かりました。ありがとうございます。

私のほうで関連ということで聞いてしまいましたが、ほかに委員の方々から、何かお尋ねしたい点がございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本委員、よろしくお願ひします。

【山本委員】 方法書のところの具体的な予測調査の方法について、確認をさせていただきたいんですけども、60 ページと 61 ページで、60 ページは既存資料調査の内容で、61 ページが現地調査の内容ということなんですが、現地調査のほうで、騒音、振動、交通量、電波障害、景観とありますが、大気のほうがされていないということについて、確認させていただきたいんですけども、予測を 65 ページのほうでは拡散式で、工事関連車両の影響や機械の影響とあるんですけども、そこで大気拡散式で計算をするというところに、拡散式で計算するときには交通量のデータとかは交通量は測っておられるんですけども、同時に気象のデータも必要だと思うんですけども、これを測らないで、どのようにしてこの拡散式で計算するのかということについて、気象データの扱いについて確認をさせていただきます。

【事業者】 気象データについてです。左側の 60 ページの既存資料調査のところには、大気質について、大気質の状況と気象の状況という形で調査したいと考えております。現地の気象を測るということではなくて、今ある既存資料で測られている、一般局の気象データを用いようとするところと考えております。方法書の 24 ページの左側に、大阪市内の一般局、自

排局の測定局の分布図が記載されております。風向、風速については、これ、全部の地点で測られてるわけではないんですが、この2番の地点、此花区役所局で風向、風速が測られております。ほかの地点の風配図とかも今、検討しておりますが、この2番の地点は、周辺の建物の影響とかを受けずに、大阪市内の代表的な風向、風速が測られているものと考えております。

今回の地点は中之島ということになりますけれども、拡散計算というのは、ある程度広がりを持った区域で計算をしますので、地域を代表する風向、風速、気象データで予測することと考えておりまして、この2番の此花局での風向、風速データを用いて予測計算したいと考えております。

あとバックグラウンド濃度の設定とかも必要になってくるので、バックグラウンド濃度については11番の九条南小学校局が現地に一番近いので、そのデータを使いたいと考えております。

【山本委員】　そういうことで計算ができるのだと思いますが、此花区役所とこの今回の中之島とは全然違う場所のような気がしますし、一番影響が大きいときを計算するのに、この大体、大阪府は一緒だからという計算で、果たしてこれ説明できるのかというところは、甚だ疑問なんです。少なくとも、この現地付近の状態と此花区役所の状態が一緒でないと、この拡散計算をする意味が、私にはあまり理解ができないんですが、この現地調査を比較してそれでいいのかということに関して、改めて検討されてるということはあるんでしょう。

か。

**【事業者】** その辺りは、また部会で資料出したいと思いますが、現地の状況との比較ということではしておりません。現地の風向、風速を測ってるということではないので。ただ、おっしゃるように、中之島地区は周辺の建物の状況とかで、当然、局所的な風向、風速は違うと思います。今、現在予測を考えておりますのは、そういう短期予測ではなくて、年平均値予測ですので、工事は長いですから、工事期間中の最も影響が大きい1年間の予測をしたいと考えておりますので、そういう意味では、代表的な風向、風速の年間データでやりたいと考えております。

おっしゃるように大阪市内、数地点でこうやって気象が測定されておりますが、それらを何地点か測定されているデータを比較、検討した上で、此花局だけが大阪市内を代表しているということではないと思うんですが、ほかの地点のデータも比較した上で、大阪市の全体的なこの地域を代表する風向、風速として、此花局のデータでいいのではないかという形の検討はしております。

それにつきましては、また、詳細資料を提示させていただければと思います。

**【貫上会長】** よろしいでしょうか。

**【山本委員】** はい。

**【貫上会長】** 先ほどありましたように、各専門部会のほうでより深い議論のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

**【山口委員】** 大阪大学、山口です。

この写真とかを見て、先ほどほかのビルの高さとかいう話があったんですけど、今ちょっと Google マップとか見たら、この高いビル 55 階とかってすぐ分かったんですけど、今どき 3 次元地図とかいっぱいあるので、そういう 3 次元モデルとか、国交省のクラウドとかデータもあるので、ぜひこういう資料には、そういう 3 次元の景観の資料をつけていただいたら分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど、そういうのは、まだ準備されてないんですかね。ちょっとモデル置いたら、すぐできそうな話だとは思いますが、それはいかがですか。写真だと結構分かりにくいんじゃないかなと思うんですけどね。そんなに難しい話じゃないとは思いますが、いかがですか。

**【事業者】** それは方法書としてですか。景観の予測ですか。

**【山口委員】** いや、この写真見てそう思っただけなんですけど。景観にも分かりやすくなっていうので。

**【事業者】** この写真は、今回、実際、現地視察を行われなかったということでしたので、現地の周辺状況が分かるようにということで、ご用意させていただいたものなので、そこまでのことを考えて資料を作ったわけではありません。景観は、今後、準備書の中で予測・評価していきますが、基本的には周辺の眺望地点というか、先ほどお示しした一般の方が入られる

ような視点から写真を撮って、それにモンタージュ重ねたもので予測・評価したいというふうには考えております。

【山口委員】 方法書がそういうものだったら、いいかなと思うんですけど、何かちょっと分かりにくいなと思って、2次元地図でしか分からないので。前に別の案件で電波障害を見たときも、測定地点とか上から見た図なんですけど、実際どう電波が反射するとか非常に分かりにくいことがあって、何かそういうところで工夫があるといいのかなと思うんです。それは、別に事業者さんの問題ではないけれども、そもそも方法書がそういうふうになってないというのが、問題なのかもしれないです。できるだけ、そういう分かりやすい資料があるといいかなと思いました。

【貫上会長】 ありがとうございます。方法書で、どこで測定するかということも、ある程度、影響するかと思います。特に、景観とか電波障害は、建物の周りの影響というものも、影響はあるかなとは思いますが、各部会で議論されるときには、少し関連のデータもお示しただけならなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【松井委員】 (挙手)

【貫上会長】 どうぞ、松井委員。

【松井委員】 こんにちは。松井と申します。

事業者の方に、質問というよりも、お願ひのようなものなんですけど、71 ページの「環

境保全ならびに創造の考え方」の一番右下のところの大阪市環境基本計画とのアライメントを取るというところなんですけど、現行の大阪市の環境基本計画が2019年につくったものが多分、今残っていて、当時は今から5年も前なんです。この5年の間に相当、話というか、環境分野のトレンドというのが変わってきてしまっていて、少なくともこの間の5月ですかね、国で策定された第六次環境基本計画に、おそらく大阪市も合わせてくるので、そのステージまでの要求レベルをぜひ満たしてくれというのが1つ目のメッセージでした。

そうすると、2031年竣工で、おそらく2100年ぐらいまでを超える耐用年数を期待されているこの建物が、例えば、環境影響の最小化というのは、もちろん今回のアセスで絶対しなきゃいけないんですけども、多分、ゼッチオリエンテッドでは足りない、それをもっと越えるようなカーボンニュートラル性能であったり、廃棄物が最小化されてるというだけじゃなくて、例えば、この建物の中で、多様な価値やサービスがシェアリングされてるようなシェアリングシステムの提案があったり、あるいは生き物に対してネガティブな影響を与えない建物であるというだけじゃなくて、この建物の存在が生き物たちを元気にするようなネイチャーポジティブ性を持つような、そんな未来世代に残していくべきレガシーとなる建物を、ぜひ、できるところまで頑張って挑戦してほしいというのがお願いのようものでした。

以上です。

**【貫上会長】** ありがとうございます。今のコメントということですね。お聞きいただけた

ということと、それから大阪市の環境基本計画というのは、別の審議会のほうで動いてるんですよね。ですから、これはもう事務局へのお願いとなるかと思えますけども、部会の審議で、何かこちらのほうで反映するようなことがございましたら、ぜひともご紹介いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間も結構たってきたのですが、何かほかの委員の方々、よろしいでしょうか。

**【荒木委員】** 今、ご質問があったところについて、一点。確認的なことでお聞きしたいのですが、66 ページ、67 ページの評価の指針というのが、それぞれの評価項目ごとに上がっておりますが、その中で多くのところで大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないことという指針が上がってるわけですが、これは計画が変われば、この指針値が上がって基準が厳しくなるという、そういう性格のものですか。そういうものじゃなく、あるいは計画変わろうが、変わるまいが、以前のもの使うということでしょうか。今おっしゃられたように、計画が変わるのだったら基準や評価が変わり得るのかどうかだけ、ちょっと念のため確認したいということの質問です。

**【司会】** これは事務局のほうから説明したほうがいいと思ひますけど。

**【環境管理課長】** 環境管理課長の三原でございます。

委員、おっしゃられるように環境基本計画をちょうど中間見直しを行っているところでございまして、今年度の見直しが完了することで、今、進めているところでございます。当然、これから方法書、準備書、評価書を作っていく中で、大阪市のこの環境基本計画が示す

目的、目標、方針が中間見直しされたものとの整合性を、やっぱり図っていく必要があるというふうに思っております。なので、例えば、この大気質で基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないことということが書いてありますが、当然、もう既に今年度改定されたものであれば、その内容に従って評価をしていただくというふうに考えております。

以上でございます。

**【貫上会長】** よろしいでしょうか。

ということですので、また今の環境基本計画のほうの見直しというのは、年度内で見直しをするという形ですね。ということはパブコメも含めてやられるんですかね。それをやって、年度内には確定するということですね。ただ、今回のこの方法書についての意見というのは、年内には出さないといけないということですので、方法書については、現状の計画に対して、事業者の方々の方は、合わせるような整合性を取っていただくことにしますが、その後の段階につきましては評価書とか、新しいものにも整合していただくというような形で、頭の隅に置いていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう意味もあって、環境基本計画の改定の状況で、我々のこの会議のほうに反映できるものがございましたら、ぜひとも事務局のほうからお出しいただけたらなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

時間もたちましたが、大体よろしいでしょうか。

そうしましたら後々詳細な審議につきましては、各部会のほうでご議論いただけたらな

と思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3つ目のこのメインの議題につきましては、以上とさせていただきたいと思  
います。事業者の皆様方、どうもありがとうございました。

(事業者退出)

それでは、今後の審議の進め方につきまして、事務局のほうからご説明のほどよろしくお  
願いしたいと思います。

**【環境管理課長】** 環境管理課長の三原でございます。本案件につきましての今後の審議の  
進め方でございますが、先ほど、大阪市環境影響評価専門委員会の部会編成についてお示し  
させていただきましたが、今回の方法書につきまして、一部合同部会としまして、水質廃棄  
物部会、大気・騒音振動合同部会、日照障害・電波障害合同部会、景観・文化財合同部会、  
総括部会において、ご検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

事務局といたしましては、本年11月末をめどにご答申を賜りたいと考えておりますの  
で、何卒よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【貫上会長】** どうもありがとうございました。

ただいま事務局から提案がありました、今後の部会の運営とか答申までの審議についま  
して、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは特にご意見ないようでございますので、本日の議事につきましては、以上で終了とさせていただきます。事務局のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【司会】 本日は貫上会長はじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席、ご審議、活発なご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。